

中華人民共和國標準化法

(1988年12月29日第7期全國人民代表大會常務委員會第5回會議で可決、2017年11月4日第12期全國人民代表大會常務委員會第30回會議にて改正)

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 標準の制定
- 第3章 標準の実施
- 第4章 管理・監督
- 第5章 法的責任
- 第6章 付 則

第1章 総 則

第1条 標準化事業を強化し、製品とサービスの品質を高め、科学技術の進歩を促進し、人身の健康と生命、財産の安全を保障し、国の安全、生態環境の安全を保護し、経済・社会の発展水準の向上を図るため、本法を制定する。

第2条 本法でいう標準（標準サンプルを含む）とは、農業、工業、サービス業、社会事業等の分野において統一が必要な技術要件をいう。

標準は、国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準を含む。国家標準は、強制標準、推奨標準に分けられ、業界標準、地方標準は推奨標準である。

強制標準は、必ず適用しなければならない。国は、推奨標準の採用を推奨する。

第3条 標準化事業の任務は標準を制定し、標準の実施を手配し、標準の制定、実施に対する監督を行うことである。

県級以上の人民政府は、標準化事業を同級の国民経済社会発展計画に組み入れ、標準化事業の経費をその予算に組み入れなければならない。

第4条 標準の制定は、科学技術研究の成果と社会の実践経験を基礎とし、入念な調査・検討を行い、広く意見を募集し、標準の科学性、規範性、適時性を保証し、標準の質を高めなければならない。

第5条 國務院の標準化行政主管部門は全国の標準化事業を一元的に管理する。國務院の関係行政主管部門はその部門、その業界の標準化事業を管理する。

県級以上の地方人民政府の標準化行政主管部門は所轄行政区域内の標準化事業を一元的に管理する。県級以上の地方人民政府の関係行政主管部門は、所轄行政区域内のその部門、その所轄業種の標準化事業を管理する。

第6条 國務院は、標準化に関する協調の仕組みを構築し、標準化重大改革を一元的に推進し、標準化に関する重大政策を研究し、部門、分野に跨る、重大な論争のある標準の制定及び実施について協調を図る。

設区市（市轄区が設置された地級市——訳注）以上の地方人民政府は、業務遂行上の必要性に応じて、標準化に関する協調の仕組みを構築し、所轄行政区域内の標準化事業の重大事項を統制、調整することができる。

第7条 国は、企業、社会团体、教育・科学研究機関等が標準化事業を実施し、又はこれに参加することを奨励する。

第8条 国は、国際標準化活動への関与を積極的に促し、標準化に関する対外協力及び交流を実施し、国際標準の制定に関与し、国情を加味して国際標準を取り入れ、中国の国内標準と国外の標準の間での転換、活用を推進する。

国は、企業、社会团体、教育・科学研究機関等が国際標準化活動に関与することを奨励する。

第9条 標準化事業において顕著な業績を収めた組織と個人に対し、国の関係規定に従って表彰及び褒章を与える。

第2章 標準の制定

第10条 人身の健康及び生命、財産の安全、国の安全、生態環境の安全並びに経済・社会の管理の基本的な需要を満たす技術要件について、強制国家標準を制定しなければならない。

国務院の関係行政主管部門は、職責に基づき、強制国家標準のプロジェクト提起、起草、意見募集、技術審査の手配を担う。国務院の標準化行政主管部門は、強制国家標準の立案、付番、対外報告を担う。国務院の標準化行政主管部門は、制定しようとする強制国家標準が前項の規定に適合するか否かについて立案審査を行い、前項の規定に適合する場合は立案しなければならない。

省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門は、国務院の標準化行政主管部門に強制国家標準に関する立案を提案することができ、国務院の標準化行政主管部門は、国務院の関係行政主管部門と共同で決定する。社会团体、企業及び事業組織並びに公民は、国務院の標準化行政主管部門に強制国家標準の立案を提案することができ、国務院の標準化行政主管部門は、立案が必要と考える場合は、国務院の関係行政主管部門と共同で決定する。

強制国家標準は、国務院が承認、公布し、又は承認、公布を許可する。

法律、行政法規、国務院の決定に、強制標準の制定について別段の規定がある場合はその規定に従う。

第11条 基礎的、汎用的であり、強制国家標準に関連し、関係各業界に対して先導的な役割を果たす等の需要を満たす技術要件について、推奨国家標準を制定することができる。

推奨国家標準は、国務院の標準化行政主管部門が制定する。

第12条 推奨国家標準がなく、全国の特定の業界内で統一が必要な技術要件について、業界標準を制定することができる。

業界標準は、国務院の関係行政主管部門が制定し、国務院の標準化行政主管部門に届出を行う。

第13条 地方の自然環境、風俗習慣等の特別な技術要件を満たすため、地方標準を制定することができる。

地方標準は、省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が制定する。設区市の人民政府の標準化行政主管部門は、所轄行政区域の特殊な需要に応じて、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門の承認を経て、所轄行政区域の地方標準を制定することができる。地方標準は、省、自治区、直轄市の人民政府の標準化行政主管部門が国務院の標準化行政主管部門に届出を行い、国務院の標準化行政主管部門が国務院の関係行政主管部門に報告する。

第14条 人身の健康及び生命・財産の安全、国の安全、生態環境の安全並びに経済・社会の発展にとって緊急に必要とされる標準プロジェクトについて、標準を制定する行政主管部門は、優先的に立案し、速やかに完成させなければならない。

第15条 強制標準、推奨標準の制定にあたり、立案時に、関係行政主管部門、企業、社会团体、消費者、教育・科学研究機関等の実際の需要に対する調査を行い、標準制定の必要性、実行可能性について検証・評価を行わなければならない。制定にあたり、利便性、有効性の重視を原則とし、さまざまな方式を用いて意見を募集し、標準にかかわる事項について調査・分析、実験、検証を手配し、関係標準の間に協調性、関連性を持たせなければならない。

第16条 推奨標準の制定にあたり、関係者で構成される標準化技術委員会を組織し、標準の起草、技術審査業務を担わせなければならない。強制標準の制定にあたり、関係標準化技術委員会に標準の起草、技術審査活動を委託することができる。標準化技術委員会が組織されていない場合は、関係標準の起草、技術審査活動を担う専門家グループを設立しなければならない。標準化技術委員会と専門家グループの組織は、広範囲において代表性を有さなければならない。

第17条 強制標準の文書は、無償で社会に公開しなければならない。国は、無償で社会に推奨標準の文書を公開することを促進する。

第18条 国は、学会、協会、商会、連合会、産業技術連盟等の社会団体が関連の市場主体と協力し、市場及びイノベーションに必要な団体標準を共同で制定し、その団体の構成員が取り決めにより採用し、又はその団体の規定に従い、任意で採用できる標準として社会に提供することを推奨する。

団体標準の制定にあたり、開放性、透明性、公平性の遵守を原則とし、各参加主体が関係情報を取得することを保証し、各参加主体の共通の需要を反映し、かつ標準にかかわる事項に対する調査、分析、実験、検証を手配しなければならない。

国務院の標準化行政主管部門は、国務院の関係行政主管部門と共同で、団体標準制定の規範化、誘導、監督を行う。

第19条 企業は、必要に応じて企業標準を自発的に制定し、又は他の企業と共同で企業標準を制定することができる。

第20条 国は、主要産業、戦略的新興産業、基幹・基盤技術等の分野において、自主イノベーション技術を利用し、団体標準、企業標準を制定することを支援する。

第21条 推奨国家標準、業界標準、地方標準、団体標準、企業標準の技術要件は、強制国家標準の関連技術要件の水準を下回ってはならない。

国は、社会団体、企業が推奨標準にかかわる技術要件の水準を上回る団体標準、企業標準を制定することを推奨する。

第22条 標準の制定は、資源の科学的かつ合理的な利用、科学技術の成果の普及、製品の安全性、汎用性、代替可能性の強化、経済効果、社会効果、環境効果の向上に役立つものとし、技術的な先進性、経済的な合理性を持たせなければならない。

標準を利用して、商品、サービスの自由な流通を妨害する等、市場における競争を排除、制限する行為を禁止する。

第23条 国は、標準化された軍民融合と資源共有を推進し、軍民の標準の汎用化の度合いを高め、国防及び軍隊建設において先進的で有用な民用標準を採用し、先進的で有用な軍用標準の民用標準への転換を積極的に促進する。

第24条 標準は、付番規則に従って付番を行わなければならない。標準の付番規則は、国務院の標準化行政主管部門が制定し、公布する。

第3章 標準の実施

第25条 強制標準に適合しない製品、サービスについて、生産、販売、輸入し、又は提供してはならない。

第26条 輸出製品、サービスの技術基準は、契約の取り決めに基づいて適用する。

第27条 国は、団体標準、企業標準の自己表明による公開及び監督制度を適用する。企業は、自身が適用する強制標準、推奨標準、団体標準又は企業標準の番号と名称を公開しなければならない。企業は、自ら制定した企業標準を適用する場合は、さらに製品の機能指標と製品の性能指標を公開しなければならない。国は、団体標準、企業標準について、標準情報公共サービスプラットフォームを通じて社会に公開することを推奨する。

企業は、標準に従って生産・経営活動を手配しなければならない。企業が生産する製品、提供するサービスは、企業が公開する標準の技術要件に適合しなければならない。

第28条 企業が新製品を研究開発し、製品を改善し、技術改善を行う場合は、本法に定められた標準化の基準に適合しなければならない。

第29条 国は、強制標準実施状況統計分析の報告制度を構築する。

国務院の標準化行政主管部門と国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門は、標準実施情報のフィードバック及び評価の仕組みを構築し、フィードバック及び評価の状況に基づいて、それらが制定した標準について再審査を行わなければならない。標準の再審査期間は通

常、5年を超えない。再審査を経て、経済・社会の発展の需要及び技術の進歩に適應しない場合は、速やかに改定又は廃止しなければならない。

第30条 国務院の標準化行政主管部門は、標準実施情報のフィードバック、評価、再審査の状況に基づき、関係標準間の重複、交錯があり、又は運動性、関連性がない場合は、国務院の関係行政主管部門と共同で処理し、又は国務院の標準化の協調の仕組みを通じて処理しなければならない。

第31条 県級以上の人民政府は、標準化に関する試行・モデル事業及び周知活動の実施を支援し、標準化の理念を伝達し、標準化の経験を広め、社会全体が標準化の方式を活用して生産、経営、管理、サービスを手配するよう後押しし、構造転換・高度化の促進、イノベーション主導型の発展の主導に対する標準の下支え役としての役割を發揮しなければならない。

第4章 管理・監督

第32条 県級以上の人民政府の標準化行政主管部門、関係行政主管部門は、法定の職責に基づき、標準の制定について指導及び監督を行い、標準の実施について監督・検査を行う。

第33条 国務院の関係行政主管部門による標準の制定、実施の過程で論争が生じた場合は、国務院の標準化行政主管部門が協議を手配する。協議が調わない場合は、国務院の標準化に関する協調の仕組みにより解決を図る。

第34条 国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定による標準に対する付番、再審査又は届出を行わない場合において、国務院の標準化行政主管部門は、それらに状況の説明、指定した期限までには是正するよう求めなければならない。

第35条 いかなる組織又は個人も、標準化行政主管部門、関係行政主管部門に対し、本法の規定に違反する行為について通報、苦情を申し立てる権利を有する。

標準化行政主管部門、関係行政主管部門は、通報、苦情の受理のための電話番号、苦情受付箱又はメールアドレスを社会に公開し、通報、苦情の受付担当者を手配しなければならない。通報者又は苦情申立人の実名での通報、苦情申立てについて、通報、苦情を受理する行政主管部門は、処理結果を告知し、通報者の秘密を守り、国の関係規定に従って通報者に褒章を与えなければならない。

第5章 法的責任

第36条 製品の生産、販売、輸入又はサービスの提供が強制標準に適合しない、又は企業が生産する製品、提供するサービスがその公開する標準の技術要件に適合しない場合は、法により民事責任を負う。

第37条 製品の生産、販売、輸入又はサービスの提供が強制標準に適合しない場合は、「中華人民共和国製品質量法（中華人民共和国製品品質法）」、「中華人民共和国進出口商品検査法（中華人民共和国輸出入商品検査法）」、「中華人民共和国消費者権益保護法」等の法律、行政法規の規定により調査、処理を行い、信用記録に記入し、関係する法律、行政法規の規定により公示する。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究する。

第38条 企業が、自身が適用する標準について、本法の規定による公開を行わない場合は、標準化行政主管部門が指定した期限までには是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、標準情報公共サービスプラットフォームにおいて公示する。

第39条 国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が制定した標準が本法の第21条第1項、第22条第1項の規定に適合しない場合は、速やかに是正しなければならない。是正を拒否した場合は、国務院の標準化行政主管部門が当該標準の廃止を公告する。責任を負う指導者及び直接責任者に対しては、法により処分を下す。

社会団体、企業が制定した標準が本法第21条第1項、第22条第1項の規定に適合しない場合は、標準化行政主管部門が指定した期限までには是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、省以上の人民政府の標準化行政主管部門が当該標準を廃止し、標準情報公共サービスプラットフォームにおいて公示する。

本法第 22 条第 2 項の規定に違反し、標準を利用して市場における競争を排除、制限する行為を実施した場合は、「中華人民共和国反壟断法（中華人民共和国独占禁止法）」等の法律、行政法規の規定により処理する。

第 40 条 国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定による標準に対する付番又は届出を行わず、さらに本法第 34 条の規定による是正を行わない場合は、国務院の標準化行政主管部門が当該標準の番号を抹消し、又は届出を行っていない標準の廃止を公告する。責任を負う指導者及び直接責任者に対して、法により処分を下す。

国務院の関係行政主管部門、設区市以上の地方人民政府の標準化行政主管部門が本法の規定によるそれらが制定した標準に対する再審査を行わず、さらに本法第 34 条の規定による是正を行わない場合は、責任を負う指導者及び直接責任者に対して、法に基づき処分を行う。

第 41 条 国務院の標準化行政主管部門は、本法第 10 条第 2 項の規定による強制国家標準の制定に関するプロジェクトの立案を行わない、又は制定した標準が本法第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項の規定に適合しない、又は本法の規定による標準に対する付番、再審査若しくは届出を行わない場合は、速やかに是正しなければならない。責任を負う指導者及び直接責任者に対しては、法に基づき処分を行うことができる。

第 42 条 社会团体、企業が本法の規定による団体標準又は企業標準に対する付番を行わない場合は、標準化行政主管部門は、指定した期限までに是正するよう命じる。所定期限内に是正を完了しない場合は、省以上の人民政府の標準化行政主管部門が当該標準番号を抹消し、標準情報公共サービスプラットフォームにおいて公示する。

第 43 条 標準化事業の監督、管理の担当者が職権濫用、職責怠慢、不正行為を実施した場合は、法に基づき処分を行う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 6 章 付 則

第 44 条 軍用標準の制定、実施、監督に関する弁法について、国務院、中央軍事委員会が別途制定する。

第 45 条 本法は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

出所：

2017 年 11 月 4 日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031446.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。